

※この法令は廃止されています。
平成十七年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号

異分野連携新事業分野開拓に関する命令
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
(平成十一年法律第十八号) 第十一条第一項及び
第十二条第一項の規定に基づき、異分野連携新事
業分野開拓に関する命令を次のように定める。

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定の申請)

第一条 中小企業等経営強化法（以下「法」とい
う。）第十条第一項の規定により異分野連携新事
業分野開拓計画に係る認定を受けようとする
中小企業者は、様式第一による申請書一通及び
その写し一通を主務大臣に提出しなければなら
ない。

前項の申請書及びその写しには、次の書類を
添付しなければならない。

一 当該中小企業者（法人である場合に限る。）
の定款

二 当該中小企業者（法第二条第一項第八号に
掲げる者にあっては、当該異分野連携新事業
分野開拓計画に参加する全ての構成員）の最
近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益
計算書（これらの書類がない場合には、最近
一年間の事業内容の概要を記載した
書類）

三 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中
小企業者及び大企業者並びに異分野連携新事
業分野開拓の実施に協力する者（以下「連携
参加者」と総称する。）の当該異分野連携新
事業分野開拓計画に関する同意書の写し

3 法第十条第一項の代表者は、一名とする。
(異分野連携新事業分野開拓計画の変更に係る
認定の申請)

**第二条 法第十一条第一項の規定により異分野連
携新事業分野開拓計画の変更に係る認定を受け
ようとする中小企業者は、様式第二による申請
書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しな
ければならない。**

2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を
添付しなければならない。

一 当該異分野連携新事業分野開拓に係る
事業の実施状況を記載した書類

二 定款に変更があつた場合には、その変更後
の定款

三 前条第一項第二号及び第三号に掲げる書類
(軽微な変更に係る届出)

第三条 法第十一条第一項ただし書の主務省令で

定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変
更とする。

一 連携参加者の名称

二 連携参加者の住所

三 連携参加者の代表者の氏名

附 則 (平成二八年六月三〇日内閣府・
総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省令第四号)
この命令は、会社法の施行日（平成十八年
五月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年六月三〇日内閣府・
総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日内閣府・
総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省令第三号)

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促
進に関する法律の一部を改正する法律の施行の
日から施行する。

様式第一 (略)

様式第二 (略)